

第8期(令和3～5年度)介護保険事業計画について③

平成12年度より始まった介護保険制度は、介護保険法における以下の「目的」、「国民の努力及び義務」等によって成り立っています。

(目的)

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(国民の努力及び義務)

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

介護の予防を進めるべく、「地域包括支援センター」を中心にさまざまな事業に取り組んでいます。

○地域密着型サービス

・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

○介護予防・日常生活支援総合事業

・ 通所型サービスA
・ 安否確認サービス
・ 安否確認付き配食サービス

○地域支援事業

・ 認知症施策の推進
・ 在宅医療・介護連携の推進
・ 生活支援サービスの体制整備

詳しい内容については、町民の皆さまへパンフレットや広報、講習会等で随時周知していきます。

※パンフレットについては、4月広報と一緒に全戸配布しています。

【介護保険事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が30%以上減少する見込みの方は、国保税の一部が減免となります。

【国保税が減免となる要件について】

主たる生計維持者について

1. 事業収入（営業、農業、不動産、山林または給与のいずれかの収入）が前年に比べて30%以上減少する見込みであること。 ※前年の収入に、保険金や補助金で補填された額は含みません。
2. 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
3. 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【申請に必要なもの】

- ・ 申請者の身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ・ 令和3年中事業収入の見込額の根拠となるもの（給与明細、帳簿、預金通帳 等）
- ・ 廃業、失業を証明する書類（該当する場合に限る）

※新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の場合は、事業収入の減少割合にかかわらず国保税が全額免除となります。

【お問い合わせ先】 藤里町税務会計課 ☎79-2113 FAX79-3002